

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	社会保険に関する手続

局名	年金局 保険局 労働基準局 職業安定局
----	------------------------------

社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）に関する届出について、事業主が届け出る必要がある厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の手続は合計 123 種類であり、このうち、基本計画の対象となる年間 100 件以上の手続は 105 種類である。

基本計画の対象手続については、手続件数が多い上位 20 位の手続にコスト削減効果が見込まれる手続等を加えた 28 種類で、社会保険等の手続全体の大部分を占めている（約 90%）。

対象手続について、事業主の届出頻度を考慮して類型化すると以下のとおり整理できる。

A 特定の時期に提出するもの

- ・ 被保険者賞与支払届（賞与支払届）（厚生年金保険）
- ・ 被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）（厚生年金保険）
- ・ 厚生年金保険 70 歳以上被保険者 算定基礎・月額変更・賞与支払届（厚生年金保険）
- ・ 被保険者賞与支払届（健康保険）
- ・ 被保険者報酬月額算定基礎届（健康保険）
- ・ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（継続）（労働保険）
- ・ 労働保険労働保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書（労働保険）
- ・ 労働保険一括有期事業報告書（労働保険）

B 定期的又は不定期に提出するもの

- ・ 被保険者住所変更届（住所変更届）（厚生年金保険）
- ・ 被保険者氏名変更届（氏名変更届）（厚生年金保険）
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（月額変更届）（厚生年金保険）
- ・ 被扶養者異動届（厚生年金保険）
- ・ 被保険者住所変更届（健康保険）
- ・ 被扶養者異動届（健康保険）
- ・ 健康保険被保険者証再交付申請書（健康保険）

- ・ 高年継続給付支給申請（雇用保険）
- ・ 育児休業給付支給申請（雇用保険）
- ・ 労働保険名称、所在地等変更届（労働保険）
- ・ 労働保険一括有期事業開始届（労働保険）
- ・ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（有期）（労働保険）

C 基本的に、1回限り提出するもの

- ・ 被保険者資格取得届（資格取得届）（厚生年金保険）
- ・ 被保険者資格喪失届（資格喪失届）（厚生年金保険）
- ・ 健康保険被保険者資格証明書交付申請書（厚生年金保険）
- ・ 被保険者資格取得届（健康保険）
- ・ 被保険者資格喪失届（健康保険）
- ・ 被保険者資格取得届（雇用保険）
- ・ 被保険者資格喪失届（雇用保険）
- ・ 労働保険関係成立届（労働保険）

1 手続の概要及び電子化の状況

手続の類型毎に、手続の概要及び電子化の状況を以下のとおり記載する。

A 特定の時期に提出するもの

(1) 被保険者賞与支払届（賞与支払届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

従業員に支給した賞与について、事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。この届出は、保険料や保険給付の額の基礎となる標準賞与額を決定するためのものである。

② 電子化の状況

非オンライン：88% オンライン：12% （電子的申請※：23%）

（※オンラインに加え、CD/DVD による届出を含む。厚生年金保険の手続については、以下同じ。）

(2) 被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

7月1日現在の被保険者全てに係る（その年の）4月、5月及び6月に支給した報酬について、事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。この届出は、毎年1回、その年の9月から翌年8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決定するためのものである。

② 電子化の状況（推計値）

非オンライン：93% オンライン：7% （電子的申請：21%）

(3) 厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届（厚生年金保険）

① 手続の概要

70歳以上被用者に係る以下に掲げる事象について、事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

- ・標準報酬月額相当額は、実際に4月、5月及び6月に支給した報酬の平均月額にあわせて毎年改定されるため、原則、7月1日から10日までに、各被用者の報酬を記入し、提出する（算定基礎届）。
- ・固定的賃金の変動した場合、当該月以降3ヶ月間の報酬の平均月額を計算して、標準報酬月額相当額が2等級以上変わったときは、改定が行われる。該当する70歳以上被用者がいる場合に提出する（月額変更届）。
- ・賞与を支給した時は、5日以内に提出する（賞与支払届）。

② 電子化の状況

非オンライン：96% オンライン：4% （電子的申請：4%）

(4) 被保険者賞与支払届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、健康保険組合（以下「健保組合」という。）に、従業員に賞与を支給し

た時、「被保険者賞与支払届」を提出する。

この届出は、保険料の基礎となる標準賞与額を健保組合が決定するため必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン：99% オンライン：1%

(5) 被保険者報酬月額算定基礎届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、健保組合に、7月1日現在のすべての被保険者のその年の4月から6月までの3月間に支給した報酬について、「被保険者報酬月額算定基礎届」を提出する。

この届出は、その年の9月から翌年8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決定するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン：99% オンライン：1%

(6) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（継続）（労働保険）

① 手続の概要

事業主は、保険年度ごとに、労働保険料額等を記載した申告書をその保険年度の6月1日から40日以内等に申告しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：94% 電子申請：6%

(7) 労働保険労働保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書（労働保険）

① 手続の概要

事業主は、確定保険料の申告の際、概算保険料に超過額がある場合には、還付請求書を提出し、還付を請求する。

② 電子化の状況

紙媒体：98% 電子申請：2%

(8) 労働保険一括有期事業報告書（労働保険）

① 手続の概要

有期事業の一括を行った事業主は、事業終了後50日以内等に、請負金額や賃金総額等を記載した一括有期事業報告書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：96% 電子申請：4%

B 定期的又は不定期に提出するもの

(1) 被保険者住所変更届（住所変更届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

被保険者の住所が変わった場合に、当該住所の変更について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

② 電子化の状況

非オンライン：89% オンライン：11% （電子的申請：13%）

（2）被保険者氏名変更届（氏名変更届）（厚生年金保険）

① 手続きの概要

被保険者の氏名が変わった場合に、当該氏名の変更について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

② 電子化の状況

非オンライン：91% オンライン：9% （電子的申請：9%）

（3）健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（月額変更届）（厚生年金保険）

① 手続きの概要

昇（降）給等で固定的賃金に変動があった場合等に、報酬月額の変更について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

② 電子化の状況

非オンライン：84% オンライン：16% （電子的申請：26%）

（4）被扶養者異動届（厚生年金保険）

① 手続きの概要

扶養家族を被扶養者とする場合や、既に被扶養者となっている扶養家族に異動があった場合に、当該内容について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

② 電子化の状況

非オンライン：93% オンライン：7% （電子的申請：7%）

（5）被保険者住所変更届（健康保険）

① 手続きの概要

事業主は、健保組合に、従業員が住所地を変更したとき、事象発生から5日以内に、「被保険者住所変更届」を提出する。

この届書は、健康保険の被保険者の住所を変更するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン：94% オンライン：6%

（6）被扶養者異動届（健康保険）

① 手続きの概要

事業主は、被保険者が被扶養者を有するとき、又は有するに至ったとき、届出事項に変更があったとき、被保険者から「被扶養者異動届」を受理し、これを健保組合に提出する。

この届書は、被扶養者の異動のために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン：98% オンライン：2%

(7) 健康保険被保険者証再交付申請書（健康保険）

① 手続きの概要

事業主は、被保険者が被保険者証を破損や紛失した際、被保険者から「健康保険被保険者証再交付申請書」を受取り、これを全国健康保険協会に提出する。

この届書は、被保険者証を再交付するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン：100% オンライン：0%

(8) 高年齢継続給付支給申請（雇用保険）

① 手続きの概要

被保険者が、高年齢継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けようとするときに、（事業主を通じ）ハローワークに対して申請する手続。

② 電子化の状況

平成28年度電子申請の状況は様式1-4のとおり。オンライン利用率は10%。

(9) 育児休業給付支給申請（雇用保険）

① 手続きの概要

被保険者が、育児休業給付金の支給を受けようとするときに、（事業主を通じ）ハローワークに対して申請する手続。

② 電子化の状況

平成28年度電子申請の状況は様式1-4のとおり。オンライン利用率は13%。

(10) 労働保険名称、所在地等変更届（労働保険）

① 手続きの概要

事業主は、事業主の氏名又は名称、住所又は所在地等を変更した場合は、変更があった日の翌日から10日以内に、労働保険名称、所在地等変更届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：96% 電子申請：4%

(11) 労働保険一括有期事業開始届（労働保険）

① 手続きの概要

建設業の事業主が同時期に行う複数の有期事業については、一定の条件の下、労働保険上は同一の事業とみなして保険料の支払い等を行うこととしている（有期事業の一括）。

該当する事業主は、一括する事業を開始した時は、その開始日の属する月の翌月10日までに、事業の名称、所在地、事業予定期間等を記載した労働保険一括有期事業開始届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：98% 電子申請：2%

(12) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書
(有期)(労働保険)

① 手続の概要

有期事業を行う事業主は、保険関係が成立した日から20日以内等に、労働保険料額等を記載した申告書を提出し、保険料を納付しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：95% 電子申請：5%

C 基本的に、1回限り提出する書類

(1) 被保険者資格取得届(資格取得届)(厚生年金保険)

① 手続の概要

従業員を新たに採用した場合において、事象発生から5日以内に、当該内容について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの(届書を提出すると、従業員は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となり、健康保険被保険者証が交付される。)

② 電子化の状況

非オンライン：89% オンライン：11% (電子的申請：13%)

(2) 被保険者資格喪失届(資格喪失届)(厚生年金保険)

① 手続の概要

従業員が退職した場合等において、事象発生から5日以内に、当該内容について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの(従業員が亡くなった場合にも同じ手続が必要。)

② 電子化の状況

非オンライン：88% オンライン：12% (電子的申請：14%)

(3) 健康保険被保険者資格証明書交付申請書(厚生年金保険)

① 手続の概要

健康保険の被保険者又は被扶養者となる人が早急に医療機関で受診する予定がある場合において、健康保険被保険者証が交付されるまでの間の健康保険被保険者資格を証明するものとして、年金事務所の窓口で「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を交付しており、当該証明書の交付について事業所を管轄している年金事務所に申請するもの。

② 電子化の状況

非オンライン：100% オンライン：0% (電子的申請：0%)

(4) 被保険者資格取得届(健康保険)

① 手続の概要

事業主は、健保組合に、従業員を新たに採用したとき、事象発生から5日以内に、

「被保険者資格取得届」を提出する。

この届書は、健康保険の被保険者を決定するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン：98% オンライン：2%

(5) 被保険者資格喪失届（健康保険）

① 手続きの概要

事業主は、健保組合に、従業員が退職したとき、事象発生から5日以内に、「被保険者資格喪失届」を提出する。

この届書は、健康保険の被保険者資格の喪失するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン：98% オンライン：2%

(6) 被保険者資格取得届（雇用保険）

① 手続きの概要

事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったときにハローワークに対し届け出る手続。

② 電子化の状況

平成28年度の電子申請の状況は様式1-4のとおり。オンライン利用率は13%。

(7) 被保険者資格喪失届（雇用保険）

① 手続きの概要

事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったときにハローワークに対し届け出る手続。

② 電子化の状況

平成28年度電子申請の状況は様式1-4のとおり。オンライン利用率は16%。

(8) 労働保険関係成立届（労働保険）

① 手続きの概要

事業主は、事業を開始した日から10日以内に、事業主の氏名又は名称、住所、事業の種類、事業の行われた場所等を記載した労働保険関係成立届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：94% 電子申請：6%

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

社会保険等の手続の行政コスト削減にあたっては、「行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）」「同じ情報は一度だけ（ワンストップ）」「書式・様式の統一（ワンスオンリー）」の三原則に沿って見直しを行う。

具体的には、社会保険等の手続について、3年間（一部5年間）で以下の対策を実施することにより、社会保険等の手続全体として手続コストを20%削減する。

ア. 手続のオンライン化の推進

① 電子的申請の義務化

現在、例えば厚生年金保険の届出において、紙媒体か電子的申請（オンライン申請又はCD・DVD）かを選択できる仕組みとなっていることが、電子的申請推進の阻害要因となっている。

このため、社会保険の手続について、一定規模以上の事業所については、原則、紙媒体によらずオンライン又はCD・DVDによる申請とすることで、電子的申請への移行を促す。労働保険に係る手続についても、同様とする。

実施に当たっては、速やかに切り替えられる事業所から順次切り替えを行い、一定期間経過後、オンライン又はCD・DVDによる申請とする。また、一定規模未満の事業所についても、あわせて電子的申請への移行を促すこととする。

健保組合については、オンライン申請移行への環境を提供する方策として、届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、健保組合の基幹システムベンダーとの協議等の実施によりオンライン申請を推進するための環境を構築し、健保組合におけるオンライン申請の導入を図る。加えて、現在、健保組合毎に独自の業務処理システムを有し、e-Govを利用できないこと等がオンライン申請の阻害要因となっていることから、健保組合における事務処理の現状把握を踏まえた改善方策を検討する場を設置し、検討を進めていく。

また、上記対策を行うに当たっては、APIソフトの普及やe-Govの利便性向上に向けた対策を併せて講じることとする。

※ 当該取組の効果については、今後、関係機関等と具体的な内容について調整を行う予定としており、調整の結果に基づき、削減効果を追加計上することとしている。

② API (Application Programming Interface) の活用推進

事業主はAPIソフトを利用することにより、社内で利用している人事・労務管理のデータを用いて、申請に必要な添付書類を自動作成し、申請毎に添付書類を作ることなくオンライン申請が可能になる。

外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議を開催頻度を上げて実施するとともに、当該協議において受け付けた意見を踏まえて対応し、その結果を公表する。さらに、当該結果を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。

③ 組織を挙げた利用勧奨

年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署にリーフレットを設置したり、既に実施している取組であるが、企業への直接訪問を通じたオンライン申請の利用勧奨について、より効果的な方法を検討し、順次実施する。また、事業主向け説明会等を行い、オンライン申請の更なる周知を徹底する。さらに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用しオンライン申請の申請方法、特長等の説明、デモンストレーションを行い、オンライン申請のPRを行う。社会保険等のオンライン手続について、制度に関する部分も含め相談できるコールセンターを充実させる。

併せて、電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。

これらの取組を通じて、オンライン申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。

イ. バックヤード連携の徹底

④ マイナンバー連携による手続廃止

オンライン申請の推進と併せて、マイナンバー制度の基盤を活用した行政機関間のバックヤード連携を進めることで、厚生年金保険被保険者の住所変更情報の更新手続等の省略を進め、事業主の申請負担の軽減を図る。

⑤ 従業員本人の押印・証明の省略

企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で実施する。

ウ. 「ワンストップ化」の実現

⑥ 届出様式の統一

オンライン申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出についても見直しを実施する。

具体的には、厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続(※)の届出様式を統一化し、事業主の申請負担の軽減を図る。

統一様式による運用は平成31年度からとし、新様式に対するシステム改修が生じることから、平成33年度末までの5か年で取り組む。

※ 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全喪届(適用事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届

⑦ ワンストップ受付窓口の設置

統一様式については、受付窓口も統一化し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括して受け付けることを可能とする。

各手続の削減方策については以下のとおり。

※ 削減効果は、いずれも、平成 29 年 6 月までに厚生労働省が実施した事業所ヒアリングに基づき試算したものであり、今後、対策を進める中で、電子申請又は CD・DVD の利用比率が想定と異なって推移すること等により、記載している削減効果は変化しうる。

I 厚生年金保険に関する手続

(1) 被保険者賞与支払届（賞与支払届）（厚生年金保険）

被保険者賞与支払届については、現在、日本年金機構（以下「機構」という。）から事業主に対して、機構が保有する情報を事前に印字した紙の書類か、当該情報を格納した CD・DVD か、どちらかを選択させる方法で情報を提供している（ターンアラウンド方式）。

【阻害要因】

事業主が紙の書類を選択した場合、届いた書類に必要な事項を入力し、窓口を持ち込む又は郵送を行っているのが現状である。作業に従事する職員の慣れの問題もあるが、紙媒体か CD・DVD かを選択できる方法としていることが、電子的申請の阻害要因であると考えられる。

また、事業主へのヒアリングにおいて、機構から届いた紙の書類を用いて、自社で保有するデータとの整合性を確認し、確認後、機構から届いた紙の書類は廃棄した上で、自社のシステムから改めて紙の帳票を印字し、窓口を持ち込む又は郵送を行っている事業主も確認された。

以上をまとめると、以下の 2 つの阻害要因が考えられる。

（阻害要因 1）紙媒体か CD・DVD かを選択できる仕組みがある。

（阻害要因 2）機構からの紙の書類はあくまで確認用にしか利用せず、実際には、自社で保有する電子データから、紙の書類を出力し提出する事務で対応している。

【対策】

- ・（阻害要因 1）への対応として、一定規模以上の事業所については、原則、ターンアラウンド方式の賞与支払届について、電子的申請へ切り替える。その際には、速やかに切り替えられる事業所から順次切り替えを行い、一定期間経過後、オンライン又は CD・DVD による申請とする。また、一定規模未満の事業所についても、可能な限り、電子的申請への移行を促すこととする（今後、関係機関等と具体的な内容について調整を行う予定としており、調整の結果に基づき、削減効果を追加計上することとしている。）。
- ・また、現在、CD・DVD を選択している事業所においても、郵送ではなく窓口を持ち込む例が一定程度あるが、厚生労働省にて実施した事業所ヒアリングの結果によると、年金事務所から郵送での届出の勧奨を行ったところ、これまで窓口が届書を持ち込んでいた事業所が、郵送に切り替えることとした事例が見られたことから、継続して、年金事務所より事業所に対して郵送での届出の勧奨を行い、原則、全ての CD・DVD を選択している事業所に対して、郵送を依頼することとする。

- ・（阻害要因2）への対応として、自社データを既に整備、保有している企業については、書類の提出方法について、CD・DVDに移行するか、あるいは、自社データを活用して、e-Govを介した電子申請に移行することを促す。その際には、APIソフトの普及やe-Govの利便性向上に向けた対策を併せて講じる。厚生労働省にて実施した事業所ヒアリングの結果に基づくと、①電子証明書の取得がわずらわしい（電子申請を利用していない事業所約3,000社のうち、619社（16.2%））、②電子申請できることを知らなかった（485社（12.7%））、という理由で電子申請を利用していない事業所があることから、電子証明書の取得方法を分かりやすく説明したり、電子申請が可能な手続一覧を周知したりすることが、利便性向上に向けた対策になると考えられる。

【削減効果】

14%

（2）被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）（厚生年金保険）

被保険者報酬月額算定基礎届については、賞与支払届と同様の阻害要因を抱えていると考えられるため、賞与支払届に係る対策と同様の対策を講じる。作業時間や移行率の考え方も賞与支払届と同様とする（今後、関係機関等と具体的な内容について調整を行う予定としており、調整の結果に基づき、削減効果を追加計上することとしている。）。

【削減効果】

13%

（3）厚生年金保険 70歳以上被保険者 算定基礎・月額変更・賞与支払届（厚生年金保険）

厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届についても、算定基礎届及び賞与支払届と同様に、一定規模以上の事業所については、原則、電子申請を促す対策を行うこととする（現状、本届出については、機構が保有する情報を格納したCD・DVDを提供していない。）。

【阻害要因】

- ・ 本届出は、1枚の様式に70歳以上の被用者一人分しか記載ができないため、届出に慣れている作業従事者にとっては、紙媒体の方が電子的申請を利用するよりも、簡単であり、かつ、作業の流れが把握しやすい状況となっている。

【対策】

- ・ 賞与支払届及び算定基礎届と同様に、一定規模以上の事業所について、電子申請を原則とする（今後、関係機関等と具体的な内容について調整を行う予定としており、調整の結果に基づき、削減効果を追加計上することとしている。）。

【削減効果】

12%

※ 70歳以上被用者に関する届出については、規制改革ホットライン検討要請項目として、「70歳以上被用者該当届の廃止」が出されており、様式の変更等、手

続の簡素化等の措置を検討しており、本届出についても、これらの検討と整合的な対応となるよう、整理する。

(4) 被保険者住所変更届（住所変更届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 従業員の住所変更が生じる都度、書類を作成する必要があるが、一人当たりの記載事項が多くないため、作業に従事する者にとっては、紙媒体でも電子的申請でも作業の負担感に大差がないと感じられている。
- ・ 結果的に作業従事者が慣れている方法（多くの場合、紙媒体による届出）が選択されている。実際、被保険者数の区分で届出状況を分析しても、規模の大小を問わず、大半が紙媒体による届出で対応している。

【対策】

- ・ 機構においては、被保険者のマイナンバー収録を順次行っており、今後、事業主に対しては、従業員のうち、機構にてマイナンバーを収録できていない者がいる場合について、その状況を事業主に通知し、マイナンバー収録への協力を呼びかけることを予定している。このような取組を通じ、マイナンバーをキーとして、被保険者の住所変更情報を随時、更新することが可能となる。したがって、住所変更届については、原則、手続そのものを廃止することで対応する（外国人や海外在住者等の対応があり得るため、完全な廃止はできない見込み）。

【削減効果】

100%

(5) 被保険者氏名変更届（氏名変更届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 住所変更届と同様、氏名変更届についても簡易な作業で対応できるため、紙媒体でも電子的申請でも作業の負担感に大差がなく、結果として作業に従事する者の多くが慣れている紙媒体による届出が選択されている。

【対策】

- ・ マイナンバーをキーとして、被保険者の氏名変更情報を随時、更新することが可能となる。したがって、氏名変更届については、原則、手続そのものを廃止することで対応する（外国人や海外在住者等の対応があり得るため、完全な廃止はできない見込み）。廃止にあたっては、機構が把握した氏名変更情報が他の機関に確実に伝達される仕組みの構築や、機構にて保有する情報を一律に住基情報と同一化することの課題等について整理を行い、成案を得た上で、廃止を実施する。

【削減効果】

100%

(6) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（月額変更届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 月額変更届は、賞与支払届や算定基礎届と同様に、機構から事業主に対して、

機構が保有する情報を事前に印字した紙媒体又は当該情報を格納した CD・DVD を提供しており、事業所は選択できる仕組みとなっている。結果として、従来通りの方法を踏襲し、紙媒体のままであったり、自社システムのデータを確認するために機構から紙の書類を取り寄せ、その後、機構から届いた紙の書類を廃棄し、自社システムから届書を出力し、郵送又は窓口で提出しているという現状がある。

【対策】

- ・ 賞与支払届や算定基礎届と同様に、一定規模以上の事業所については、原則、ターンアラウンド方式の月額変更届については、電子的申請へ切り替える。その際には、速やかに切り替えられる事業所から順次切り替えを行い、一定期間経過後、オンライン又は CD・DVD による申請とする。(今後、関係機関等と具体的な内容について調整を行う予定としており、調整の結果に基づき、削減効果を追加計上することとしている。)
- ・ また、現在、CD・DVD を選択している事業所においても、郵送ではなく窓口を持ち込む例が一定程度あることから、原則、全ての CD・DVD を選択している事業所に対して、郵送への切り替えを促すこととする。

【削減効果】

15%

(7) 被扶養者異動届 (厚生年金保険)

【阻害要因】

- ・ 様式上、配偶者である被扶養者欄について、被保険者本人以外の押印は省略することができないこととなっている。
- ・ 事業所が年金事務所に提出する際に、事業主氏名の押印も必要となっている(紙媒体の場合、署名(自筆)は省略できるが、電子的申請の場合、電子署名が必要となる。)

【対策】

- ・ 関係法令の改正の検討を行い、簡素な形での届出となるように検討を行う。
- ・ 本手続の平成 28 年度の実績についてサンプル調査を行った結果、全体の約 94.7% が、社会保険労務士コードが付与されており(すなわち社会保険労務士が提出している)、かつ、紙媒体で提出していることが分かった(以下の表参照)。

紙媒体		CD/DVD		電子申請	合計
窓口	郵送	窓口	郵送		
70,492	112,241	0	8	10,268	193,009

したがって、関係法令の改正を検討し、成案を得た上で、社会保険労務士が行う手続については、一定の準備期間を設けた上で、原則、電子申請に切り替える(今後、関係機関等と具体的な内容について調整を行う予定としており、調整の結果に基づき、削減効果を追加計上することとしている。)

- ・ 併せて、電子申請が行いやすくなったことを PR することで、社会保険労務士を利用しない事業主に対して、電子的申請の利用を促す。

【削減効果】

6%

(8) 被保険者資格取得届（資格取得届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 資格取得届については、事業主に健保組合がある場合には、機構及び健保組合に書類を提出し、その後、自社健保組合から健康保険被保険者証が発行される。
- ・ 一方、協会けんぽの場合には、事業主は書類をまとめて機構に提出し、機構でまずデータ入力が行われ、当該データが協会けんぽに転送され、その後、健康保険被保険者証が発行される。したがって、事業主や従業員にとっては、健康保険被保険者証を取得するまでに、一定の期間（4月等の繁忙期の場合、2週間～約1か月）を要することとなっている。

【対策】

- ・ 当面、機構の事務処理を最大限迅速化し、データ入力が速やかに実施される事務処理体制を構築し、標準処理期間を設定する（標準処理期間を半分程度にする取組を実施する予定）。

【削減効果】

23%

(9) 被保険者資格喪失届（資格喪失届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 協会けんぽの資格喪失届の提出の際には、被保険者及び被扶養者は、これまで使用していた健康保険証を添付し、機構を通じて協会けんぽに提出しなければならない。
- ・ また、事業主や従業員にとっては、速やかに手続きが完了することが期待されているが、現状、紙媒体による届出の方が、電子的申請による届出よりも、機構における処理に要する期間が短いため、結果として、紙媒体の届出を行う事業所が多い状況となっている。
- ・ 加えて、電子的申請を行う際に、返却する健康保険証は、CD・DVDに同封するか、電子申請の場合は、別途、郵送で送付しなければならない状況である。

【対策】

- ・ 当面、機構の事務処理を最大限迅速化し、データ入力が速やかに実施される事務処理体制を構築し、標準処理期間を設定する（標準処理期間を半分程度にする取組を実施する予定）。

【削減効果】

23%

(10) 健康保険被保険者資格証明書交付申請書（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 緊急に健康保険被保険者証が必要となるケースがあることから、年金事務所の

窓口で紙媒体による届出を持ち込み、真に緊急性を要する事案に限って、事業主等は年金事務所の窓口にて、「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を提出し、資格証明書を発行する事務で対応を行っている（これにより、従業員は医療機関を利用する際に、全額自己負担となることを避けることができる。）。

- ・ 結果として、紙媒体による届出が全体の大部分を占めることとなっている。

【対策】

- ・ 当面、機構の事務処理を最大限迅速化し、データ入力が速やかに実施される事務処理体制を構築し、標準処理期間を設定する（標準処理期間を半分程度にする取組を実施する予定）。これにより、保険証発行までの期間が短縮されることとなり、結果として、そもそも、「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を提出する必要がなくなるため、届出件数の総数が減少することが期待できる。

【削減効果】

52%

II 健康保険に関する手続

(1) 被保険者賞与支払届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

【対策】

届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、健保組合の基幹システムベンダーとの協議等の実施により電子申請を推進するための環境を構築し、健保組合における電子申請の導入を図る。

これにより、健保組合の財政面状況および適用状況を踏まえ、単一の健保組合であり、加入事業所が5以上、決算収支が黒字など一定規模の状況を満たす健保組合は電子申請システムの導入が図られる。

【削減効果】

15%

(2) 被保険者報酬月額算定基礎届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

【対策】

届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、健保組合の基幹システムベンダーとの協議等の実施により電子申請を推進するための環境を構築し、健保組合における電子申請の導入を図る。

これにより、健保組合の財政面状況および適用状況を踏まえ、単一の健保組合であり、加入事業所が5以上、決算収支が黒字など一定規模の状況を満たす健保組合は電子申請システムの導入が図られる。

【削減効果】

15 %

（3）被保険者住所変更届（健康保険）

【方策概要】

被保険者のマイナンバー把握により、今後、マイナンバーをキーとして、被保険者の住所変更情報を随時、更新することが可能となる。

これを踏まえ、外国人及び海外在住者のみを届出対象者とし、これ以外の者からの届出を平成31年度から省略できることとする。

【阻害要因】

なし

【対策】

届出対象者の見直しを実施

【削減効果】

98%

（4）被扶養者異動届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

社会保険制度における届出を電子申請で行える環境改善として、本人確認を目的とした事業主又は従業員の記名・押印を廃止する。

また、現在、添付を求めている住民票や所得証明書文書については、マイナンバー情報の活用を前提した添付省略を推進。

廃止は平成31年度を予定。

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。
事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

本人確認のため、事業主又は従業員の記名・押印を求めている。

関係文書の添付が電子申請では対応できない

電子申請ガイドラインの未策定。

本人確認のため、事業主又は従業員の記名・押印を求めているが、電子申請する場合は電子認証（有料）が必要である。

【対策】

届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、健保組合の基幹システムベンダーとの協議等の実施により電子申請を推進するための環境を構築し、健保組合における電子申請の導入を図る。

これにより、健保組合の財政面状況および適用状況を踏まえ、単一の健保組合であり、加入事業所が5以上、決算収支が黒字など一定規模の状況を満たす健保組合は電子申請システムの導入が図られる。

本人確認を目的とした事業主又は従業員の記名・押印を廃止する。

住民票や所得証明書文書については、マイナンバー情報の活用を前提した添付省略。

【削減効果】

14 %

（5）健康保険被保険者証再交付申請書（健康保険）

【方策概要】

郵送での申請を推進するため、各種広報の実施。

【阻害要因】

この手続きについては、過去、電子申請システムを有していたが使用実績が低調だったため、廃止している。

今後、電子申請について検討する際は、事業主のニーズを十分把握する必要があるが、協会けんぽはe-Govの受理機関になっていないことから、システム構築に莫大な費用と期間を要する。

【対策】

届出に係る事業主の負担（事業所から協会けんぽ支部への持参）を軽減する観点から、郵送での申請を推進するため、各種広報を実施する。

なお、電子申請については、そのニーズや費用対効果を慎重に見極める必要があり、現時点では採用しない。

【削減効果】

4 %

（6）被保険者資格取得届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

電子申請ガイドラインの未策定。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

被保険者証の即日交付が電子申請では対応できない。

【対策】

届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、健保組合の基幹システムベンダーとの協議等の実施により電子申請を推進するための環境を構築し、健保組合における電子申請の導入を図る。

これにより、健保組合の財政面状況および適用状況を踏まえ、単一の健保組合であり、加入事業所が5以上、決算収支が黒字など一定規模の状況を満たす健保組合は電子申請システムの導入が図られる。

【削減効果】

14 %

（7）被保険者資格喪失届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

関係文書の添付が電子申請では対応できない。

電子申請ガイドラインの未策定。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

【対策】

届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、健保組合の基幹システムベンダーとの協議等の実施により電子申請を推進するための環境を構築し、健保組合における電子申請の導入を図る。

これにより、健保組合の財政面状況および適用状況を踏まえ、単一の健保組合であり、加入事業所が5以上、決算収支が黒字など一定規模の状況を満たす健保組合は電子申請システムの導入が図られる。

【削減効果】

14 %

Ⅲ 労働保険に関する手続

【対策】電子化が進まない要因としては、「電子申請の方法が分からない」、「e-Gov の初期設定が難しい・使い方が分からない」、「電子申請の場合に窓口申請よりも時間がかかることがある」等の意見があることから、これらの課題を解消すべく、労働保険における各手続について、以下の方策を行う。

ア 電子申請に係る説明会等の実施

年度更新申告期間等に際して行う事業主向け説明会等を活用するとともに、労働局及び労働基準監督署の窓口に電子申請に係るリーフレットを常置する等、電子申請について更なる周知を徹底する。

イ 電子申請体験コーナーにおける利用勧奨

年度更新申告期間を中心として、労働局及び労働基準監督署を訪問する事業主に対して、実際の電子申請の画面を利用し、電子申請の申請方法、特長（保険料自動計算機能）等を説明し、更なるPRを行う。

ウ 初期設定代行サービスの実施

電子申請利用促進相談員を配置し、実際に事業場を訪問し、e-Gov の初期設定及び実演を行う（平成 30 年度から実施する方向で検討（予算措置を前提））。

エ 電子申請に係る行政処理の見直し

電子申請については、給付等の手続きで必要となる労働保険番号の振出が遅い等、窓口申請よりも時間を要することがあるため、労働保険適用徴収システムの改修を行い、労働保険番号の早期振出等の機能強化を行った上、当該内容をPRする（システム改修を実施した上、平成 31 年度以降順次実施する方向で検討（予算措置を前提））。

また、電子申請が集中する年度更新申告期間においては、電子申請を集中的に処理する体制を整え、迅速な処理に努める（システム改修を実施した上、平成 31 年度から実施する方向で検討（予算措置を前提））。

【削減効果】ア～エの方策による削減効果は、

- (1) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（継続） 21%
- (2) 労働保険労働保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書 33%
- (3) 労働保険一括有期事業報告書 2%

- (4) 労働保険名称、所在地等変更届 38%
- (5) 労働保険一括有期事業開始届 24%
- (6) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（有期） 31%
- (7) 労働保険関係成立届 31%

IV 雇用保険に関する手続

本年5月に厚生労働省において実施した事業所へのインタビュー調査の結果、紙媒体による申請と電子申請間で、書類作成時間においてはあまり差を感じられておらず、通所に要する時間や所における待ち時間の部分で、手続きの所要時間の差を感じていることが明らかとなった。

このため、コストとしての「通所に要する時間」「所における待ち時間」を中心に削減することとし、これらを削減するための電子申請への移行を促す。

また、同調査では、「e-Govの初期設定が難しそうである」「電子申請についてよく知らない」といった声が寄せられた。このことから、これらの課題を解消すべく、以下の取組を実施する。

【阻害要因】「電子申請についてよく知らない」への対応

ア 組織をあげての勧奨

現状、重点的なハローワークに電子申請アドバイザーを配置し、来所事業主への勧奨・デモンストレーションを行う他、大規模事業所を中心に訪問を行っている。この取組みを拡充し、電子申請アドバイザーを倍増（予算措置を前提）するとともに、雇用保険適用専門官（職員）、雇用保険相談員による勧奨を積極的に実施する。

イ 電子申請用端末の設置

ハローワークに電子申請用端末を設置し、雇用保険適用事業所設置届の提出の際や、窓口混雑時等に電子申請用端末への誘導を行い、電子申請支援サービスを行うとともに、紙媒体での届出窓口よりも優先して受付処理を行うことによるインセンティブを提示する。

【阻害要因】「e-Govの初期設定が難しそうである」、その他利便性の向上のための対応

ア ユーザーの意見、実態の情報収集

本省レベル及び労働局レベルでの定期協議会等の場も活用し、事業主等ユーザーの意見や実態について情報収集しながら、引き続き総務省、省内関係部局と意見交換・調整を行い、ユーザーの利便性を向上させる。

イ APIの活用促進

e-Gov画面を立ち上げることなく、電子申請を行うことができるAPIの活用促進を図るため、APIベンダー団体との協議により、APIの利便性をさらに高める（労働保険も対象に含むソフトの増加を図る）ための協議を行うとともに、APIの活用について事業主等ユーザーに対する周知を行う。

ウ 電子申請の処理の迅速化

都道府県労働局ごとに設置する電子申請センターについて、引き続き拡充を図り（予算措置を前提）、処理を迅速化する。

以上の取り組みによる削減効果は以下のとおり。

- (1) 高年齢継続給付支給申請 28%
- (2) 育児休業給付支給申請 26%
- (3) 雇用保険被保険者資格取得届 28%
- (4) 雇用保険被保険者資格喪失届 28%

V 特定の手続

【対策】

上記対策に加え、一定程度残ると考えられる紙媒体での届出についてワンストップ化を実現する。

具体的には、厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続(※)の届出様式を統一化し、事業主の申請負担の軽減を図る。

統一様式による運用は平成31年度からとし、新様式に対するシステム改修が生じることから、平成33年度末までの5か年で取り組む。

※ 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全喪届(適用事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届

統一様式については、受付窓口も統一化し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括して受け付けることとする。

【削減効果】

5%

3 コスト計測

1. 選定理由

社会保険等手続全体の大部分(約90%)を占める主要な手続である。

2. 方法及び計測時期

本年5月に事業所(事業所規模別に選定)及び社会保険労務士に対してインタビュー調査を実施。

この結果を基に、来年以降、毎年5月に効果を測定する予定。